



板産第532号
令和7年9月17日

徳島県知事 殿

板野町長 東 根 弘 幸



株式会社トライアルカンパニー（大規模小売店舗「スーパーセンター
トライアル板野店」）の届出に係る大規模小売店舗立地法に基づく意
見について（回答）

令和7年5月19日付け企第67号で照会のありましたこの届出については、
次のとおり意見を述べます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパーセンタートライアル板野店
所在地 板野郡板野町川端字島中須8番1ほか

2 意 見

事項(項目)名	1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項 (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見の内容	交差点Aから東側の道路の北側部分について、東側の住宅付近ま で歩道を設けていただきたい。
理 由	近隣住民による自転車及び歩行者の安全に配慮する必要があります。

(注) 事項(項目)ごとに作成のこと。(別紙2参照)

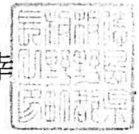
その他の事項につきましては、特にありません。



板産第 5 3 3 号
令和 7 年 9 月 1 7 日

徳島県知事 殿

板野町長 東 根 弘 幸



株式会社トライアルカンパニー（大規模小売店舗「スーパーセンター
トライアル板野店」）の届出に係る大規模小売店舗立地法に基づく意
見について（回答）

令和 7 年 5 月 1 9 日付け企第 6 7 号で照会のありましたこの届出については、
次のとおり意見を述べます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパーセンタートライアル板野店
所在地 板野郡板野町川端字島中須 8 番 1 ほか

2 意 見

事項(項目)名	1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項 (1) 駐車需用の充足等交通に係る事項 ⑤ 経路の設定等
意見の内容	来店経路について西交差点のみの調査で、東町道を利用する藍住 町からの来店についても考慮いただきたい。
理 由	トライアルセンター用地の東町道は、トライアル用地分は幅 4 m 拡幅されているが、それ以南の藍住町部分が現在の道幅が 2 m し かなく普通自動車が行き通じにくい。 藍住町から店舗東側を通っての来店も見込まれるため。

（注）事項（項目）ごとに作成のこと。（別紙 2 参照）

その他の事項につきましては、特にありません。



板産第 5 3 4 号

令和 7 年 9 月 1 7 日

徳島県知事 殿

板野町長 東 根 弘 幸



株式会社トライアルカンパニー（大規模小売店舗「スーパーセンター
トライアル板野店」）の届出に係る大規模小売店舗立地法に基づく意
見について（回答）

令和 7 年 5 月 1 9 日付け企第 6 7 号で照会のありましたこの届出については、
次のとおり意見を述べます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパーセンタートライアル板野店
所在地 板野郡板野町川端字島中須 8 番 1 ほか

2 意 見

事項(項目)名	1. 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項 (1) 駐車需用の充足等交通に係る事項 ⑤ 経路の設定等
意見の内容	交差点Aから交差点Bまでの間の 2 つの信号が統一されていないの で、交差点Bの信号が南北行き青の場合でも車の流れが悪く、更 なる渋滞が懸念される。
理 由	以前から、この区間はよく渋滞しているため。

（注）事項（項目）ごとに作成のこと。（別紙 2 参照）

その他の事項につきましては、特にありません。



板産第 5 3 5 号

令和 7 年 9 月 1 7 日

徳島県知事 殿

板野町長 東 根 弘 幸



株式会社トライアルカンパニー（大規模小売店舗「スーパーセンター
トライアル板野店」）の届出に係る大規模小売店舗立地法に基づく意
見について（回答）

令和 7 年 5 月 1 9 日付け企第 6 7 号で照会のありましたこの届出については、
次のとおり意見を述べます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパーセンタートライアル板野店
所在地 板野郡板野町川端字島中須 8 番 1 ほか

2 意 見

事項(項目)名	1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項 (1)駐車需用の充足等交通に係る事項 ⑤経路の設定等
意見の内容	交差点Aから東への進行について、南方からの来場による進入し か考慮されていないので、徳島板野署板野庁舎前の町道の同庁舎 前から東方向への進入経路についても考慮されたい。
理 由	敷地の東側町道から交差点Aまでの間の町道拡幅は、されている が、交差点Aから西側へ抜ける町道は幅 2.5 m しかなく、徳島 板野署板野庁舎前の道路も北側からの交通量が多いので、道路を 拡幅することにより利便性が向上するため。また、それにともし ない板野庁舎前に信号機を設置していただきたい。

（注）事項（項目）ごとに作成のこと。（別紙 2 参照）

その他の事項につきましては、特にありません。



板産第 5 3 6 号

令和 7 年 9 月 1 7 日

徳島県知事 殿

板野町長 東 根 弘 幸



株式会社トライアルカンパニー（大規模小売店舗「スーパーセンター
トライアル板野店」）の届出に係る大規模小売店舗立地法に基づく意
見について（回答）

令和 7 年 5 月 1 9 日付け企第 6 7 号で照会のありましたこの届出については、
次のとおり意見を述べます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパーセンタートライアル板野店
所在地 板野郡板野町川端字島中須 8 番 1 ほか

2 意 見

事項(項目)名	2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 (3)街並みづくり等への配慮等
意見の内容	夜間の車のライトの近隣住民への対応について、検討をいただき たい。
理 由	届出上では、夜間の車のライトに対する対策が記載されていない ため。

（注）事項（項目）ごとに作成のこと。（別紙 2 参照）

その他の事項につきましては、特にありません。